

目 次

告 示	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

令別表第 2 の 6 の項に規定する共同処理する事務の構成団体に三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合を加入させることに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、令和元年 8 月 21 日付け総行市第 31 号をもって総務大臣から許可があった。

令和元年 9 月 5 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 6 の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。